

新型コロナウイルス感染症の影響により、 事業収入等が3割以上減少する場合、 介護保険料が減免となります。

世帯の生計を主として維持している方（保険料減免を受ける方と同一世帯に属する方）が次の要件に該当するときは、65歳以上の方の介護保険料が、減免の対象となります。

下記のチェック項目でご確認いただき、該当する項目がある場合は、減免となる可能性がありますので、申請をご検討ください。

【新型コロナウイルスに感染された場合】

次の項目に、一つ以上該当された場合、対象となる介護保険料が全額免除となります。

- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症により死亡された。
- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復に1か月以上の治療が必要となった。

【新型コロナウイルスの影響により、収入が減少された場合】

次の項目に、A群、B群、C群それぞれ、一つ以上該当された場合、対象となる介護保険料が減免となる可能性があります。

（A群）

- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年と比べ営業収入が3割以上の減少となる見込みである。
- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年と比べ農業収入が3割以上の減少となる見込みである。
- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年と比べ不動産収入が3割以上の減少となる見込みである。
- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年と比べ山林収入が3割以上の減少となる見込みである。
- 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年と比べ給与収入が3割以上の減少となる見込みである。

※上記いずれの項目も、減少額から、保険金、補償金等で補てんされる金額は除かれます。

※保険金、補償金等で補てんされる金額には、国や自治体から支給される各種給付金（特別定額給付金、持続化給付金等）は含みません。

（B群）

- 同じ世帯の生計を主として維持している方の、減少することが見込まれる事業収入等以外の令和2年の所得の合計額が、400万円以下である。

（C群）

- 減少することが見込まれる事業収入等（A群で該当する所得）の令和2年の所得が、0円（ゼロ円）やマイナスでないとともに、令和2年の合計所得金額が0円（ゼロ円）でない。

【減免の要件および減免額】

- 1 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症により死亡、または重篤な傷病（1か月以上の治療が必要な場合等）を負ったときは、全額減免の対象となります。
- 2 同じ世帯の生計を主として維持している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等^(※1)が令和2年に比べ10分の3以上減少する見込みであり、減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下のときは、下記で計算された額が保険料減免額になります。

(計算式)

$$\text{①対象保険料額} \times \text{②免除の割合} = \text{③保険料減免額}$$

$$\text{① 対象保険料額} = A \times B \div C,$$

- A : 介護保険料の額
B : 減少見込みのある事業収入等の令和2年の所得額
C : 令和2年の合計所得額

② 免除の割合

- パターン1 : 令和2年の合計所得額が210万円を超えるとき ⇒ 10分の8
パターン2 : 令和2年の合計所得額が210万円以下のとき ⇒ 10分の10
パターン3 : 事業等の廃止または失業の場合 ⇒ 10分の10

(※1) 事業収入等とは営業収入・農業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のことになります。
減少額は、保険金や補償金等で補てんされる金額を除いたものをいいます。

(減免の対象となる保険料の期間)

- 普通徴収の場合 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限のある保険料
○特別徴収の場合 令和3年4月から令和4年2月に支給される年金から天引きされた保険料
※ 令和2年度末に資格取得された方で、令和3年4月以降期間に普通徴収の納期限がある場合は、令和2年度分の保険料も対象になります。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 ①及び②は、下記お問合せ先にあります。
また、市ホームページからダウンロードできます。
- ② 事業収入等の状況申告書
- ③ 世帯の主な生計維持者の令和3年の事業収入等が減少したことが分かるものの写し
(例) 給与明細、帳簿(売上帳や現金出納帳等)、預金通帳 等
- ④ 令和2年分の事業収入等の金額および所得金額が分かる書類の写し
(例) 確定申告書、市民税申告書、源泉徴収票 等
- ⑤ 世帯の主な生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負ったことが分かるものの写し(※感染された場合のみ)
(例) 医師による死亡診断書、診断書、保健所等から交付される措置入院の勧告書 等

※ ④がない場合は、市において所得証明書の交付(無料)ができます。

【お問合せ先及び申請先】

- 日南市役所 健康福祉部 長寿課 介護保険係 TEL0987-31-1160
〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1

- ※ 申請は、郵送でも受け付けます。
※ 日南市役所市民生活部北郷町地域振興センター 住民係 (TEL0987-55-2111)、
市民生活部南郷町地域振興センター 住民係 (TEL0987-64-1113) においても
申請を受け付けております。

【お願い事項】

申請内容の審査にあたり、市職員が電話等で内容確認をする場合がありますので、ご協力をお願いします。

【ご注意!】

詐欺電話等にご注意ください。市職員が現金等を要求することは一切ありません。不審と思われた場合は、一度、電話をお切りいただき、市役所まで確認の電話をお願いします。